

## 根幹を成す定義について（その2）

### <事業者>

#### ○事業者の定義を独自に規定

【参考条文：福岡県（平成29年10月1日施行）】

目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

### <合理的配慮を提供する者の範囲>

#### ○県民に対する努力義務を規定

【参考条文：栃木県（平成28年4月1日施行、平成30年4月1日改正）】

県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

#### ○何人に対しても義務を規定

【参考条文：富山県（平成28年4月1日施行、平成31年4月1日改正）】

何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### ○それぞれの立場でできる配慮や支援の努力義務を規定

【参考条文：佐賀県（平成30年9月26日施行）】

障害のある人やその家族、支援者などは、次のようなときには配慮や支援が必要なことを周りの人や地域コミュニティに遠慮なく伝えることができる。

前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたものは、それぞれの立場でできる配慮や支援に努めるものとする。

### <その他>

#### ○障害のある人の努力義務を規定

【参考条文：香川県（平成30年4月1日施行）】

障害のある人は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去のために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援が得られ、障害等に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

#### ○社会的障壁の定義に「偏見」を追記

【参考条文：福岡県（平成29年10月1日施行）】

日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。

#### ○幼少期からの教育

【参考条文：秋田県（平成31年4月1日施行）】

県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で教育が果たす役割が重要であることに鑑み、幼児、児童、生徒及び学生に対し障害及び障害者についての理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

### 【類似規定】

北海道（平成24年3月30日施行、平成28年4月1日改正）、  
宮城県（令和3年4月1日施行）、秋田県（平成31年4月1日施行）、  
石川県（令和元年10月1日施行）、香川県（平成30年4月1日施行）、  
福岡県（平成29年10月1日施行）

### 【類似規定】

岩手県（平成23年10月25日施行）、  
茨城県（平成27年4月1日施行、平成28年4月1日改正）、  
千葉県（平成19年7月1日施行、平成28年4月1日改正）、  
富山県（平成28年4月1日施行、平成31年4月1日改正）、  
奈良県（平成27年10月1日施行、平成28年4月1日改正）、  
長崎県（平成26年4月1日施行、平成28年4月1日改正）、  
沖縄県（平成26年4月1日施行）  
山形県（平成28年4月1日施行、令和3年4月1日改正）は同一条文で  
「県民及び事業者」として整理している

### 【差別を説明する際に見られる語句】

「先入観・思い込み」、「異論」、「曲論」、「無意識の偏見」等

### 【類似規定】

福島県（平成31年4月1日施行）、  
富山県（平成28年4月1日施行、平成31年4月1日改正）、  
福井県（平成30年4月1日施行、令和2年4月1日改正）、  
山梨県（平成28年4月1日施行）、  
岐阜県（平成28年4月1日施行、平成30年4月1日改正）、  
鳥取県（平成29年9月1日施行）、  
宮崎県（平成28年4月1日施行、令和元年4月1日改正）